

浜松市告示第 322 号

浜松市手数料条例（平成 12 年浜松市条例第 44 号）の規定に基づき、食品・家庭用品試験検査の微生物学的試験検査及び理化学的試験検査（残留農薬の多成分一斉検査及び動物用医薬品の多成分一斉検査以外の検査）並びに飲料水試験検査の理化学的試験検査（基本検査及び揮発性有機化合物検査以外の検査）に係る手数料の額を次のように定め、平成 31 年 4 月 22 日から施行する。

平成 31 年 4 月 22 日

浜松市長 鈴木 康 友

1 食品・家庭用品試験検査の微生物学的試験検査に係る手数料の額

区分		項目	金額
簡易な検査	標準寒天培地等を用いる培養検査	一般細菌数、大腸菌群、大腸菌群数、乳酸菌数等	円 2,000
比較的複雑な検査	MPN 法等を用いる培養検査	腸炎ビブリオ MPN、EC - MPN 等	4,000
複雑な検査	各種確認培地、血清型別等を用いる同定検査	サルモネラ属菌、赤痢菌等	5,000
特に複雑な検査	RPLA 法等を用いる病原因子確認検査	コレラ菌、病原性大腸菌、ウェルシュ菌等	7,000
やや特殊な検査	PCR 法等を用いる病原因子確認検査	腸管出血性大腸菌 O157、赤痢菌、セレウス菌等	20,000
特殊な検査	遺伝子解析等を用いる検査	サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O157 等のパルスフィールドゲル電気泳動等	40,000

2 食品・家庭用品試験検査の理化学的試験検査（残留農薬の多成分一斉検査及び動物用医薬品の多成分一斉検査以外の検査）に係る手数料の額

区分		項目	金額
簡易な検査	滴定する検査又は pH 計その他簡易な測定機器を用いる検査	pH、比重、酸度、乳脂肪分、無脂乳固形分、水分活性、シアン（定性）等	円 3,000
複雑な検査	前処理が簡便で、吸光度計、原子吸光光度計等を用いる検査	シアン（定量）、ホルムアルデヒド、重金属、亜硫酸、亜硝酸根等	6,000
特に複雑な検査	前処理が複雑で、高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ等を用いる検査	ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸、プロピオン酸、パラオキシ安息香酸エステル類、サッカリンナトリウム、BHA、BHT、オルトフェニルフ	10,000

		エノール、ジフェニル、チアベンダゾール、イマザリル、プロピレングリコール、合成着色料、家庭用品のディルドリン等	
特殊な検査	前処理が特に複雑で、ガスクロマトグラフ質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計等を用いる検査	アフラトキシン、残留農薬及び動物用医薬品（個別試験）等	20,000

3 飲料水試験検査の理化学的試験検査（基本検査及び揮発性有機化合物検査以外の検査）に係る手数料の額

区分		項目	金額
簡易な検査	pH 計その他簡易な測定機器を用いる検査	色度、濁度、pH、塩化物イオン、味、臭気、蒸発残留物等	円 1,500
複雑な検査	前処理が複雑で、誘導結合プラズマ質量分析装置、イオンクロマトグラフ等を用いる検査	水銀及びその化合物、銅及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、亜鉛及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、セレン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、ほう素及びその化合物、フッ素及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、六価クロム化合物、硬度、亜硝酸態窒素及び硝酸態窒素等	6,000